

飯坂クリーンサイト第2期事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価の予測に使用した気象状況、設定条件、予測式等の妥当性について、定量的に示すこと。
- (2) 供用時及び埋立処分完了後における施設管理計画及び環境監視計画について、より具体的に記載するとともに、環境監視に関する情報について、積極的に公表する方法を具体的に示すこと。
- (3) 今後、事業内容を変更する必要が生じた場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。

2 大気環境について

- (1) 道路交通騒音については、環境基準を超過している地点があることから、影響を可能な限り低減するための環境保全措置を具体的に示すこと。
- (2) 悪臭の環境保全措置については、廃棄物の搬入抑制について検討するとともに、硫化水素抑制剤の散布による影響を予測・評価すること。

3 水環境について

- (1) 浸出水処理施設及び防災調節池の設計に用いる降雨量、流出係数等については、周辺の地形、気象状況等を踏まえ、設定の妥当性について記載すること。
- (2) 遮水工については、遮水シートの強度や耐久性等の安全性及び施工管理方法を具体的に記載すること。
- (3) 水質については、放流河川への影響及び放流水による地下水への影響を低減するための環境保全措置を示すこと。
- (4) 放流水中の塩化物イオン濃度について、下流で農業用水としての利水があることから、影響を可能な限り低減するための環境保全措置を検討すること。

4 地盤について

法面の安定性については、冬季の積雪及び融雪の影響も踏まえて、予測・評価を行うこと。

5 自然環境について

- (1) シラネアオイの自然環境について、可能な限り科学的な記録を残すとともに、移植方法等について十分検討し、影響が最小限となるようにすること。
なお、移植後の定着が十分でない場合は、適切な措置を講じること。
- (2) 両生類については、卵塊の移植や成体の移植等の適切な環境保全措置を講じること。
- (3) 国指定天然記念物であるニホンカモシカについては、繁殖期、子育て時期について特に配慮した環境保全措置を実施すること。
- (4) ノスリについては、対象事業実施区域周辺地域で営巣が確認されていることから、必要な環境保全措置を具体的に記載すること。
- (5) 希少な動植物の生息及び生育が新たに確認された場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、事業の実施による影響が最小限となるよう、必要な環境保全措置を講じること。

6 温室効果ガス等について

埋立処分場から発生するメタンガスについては、環境中への排出を可能な限り低減させる環境保全措置を検討すること。

7 事後調査等について

- (1) 事後調査について、以下のことを考慮して実施すること。
 - ・悪臭について、影響を適切に把握できる頻度とすること。
 - ・河川の水質について、水生生物の観察を含めたものとすること。
 - ・地下水について、電気伝導度、塩化物イオン、アンモニア性窒素も追加すること。
- (2) 事後調査結果の公表に当たっては、調査結果のほか、閲覧者の理解を深めるための分かりやすい資料も併せて閲覧に供すること。

8 その他

- (1) 上記 1 から 7 の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。
- (2) 環境影響評価書の作成に当たっては、上記 1 から 7 の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。